# 八王子市国民保護計画の変更概要について

#### ■ 計画の目的と変更の背景

国民保護計画とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という)第35条の規定に基づいて、八王子市が市域において、武力攻撃事態や大規模テロ等から市民等の生命、身体及び財産を保護し、市民の生活や経済への影響が最小となるよう、国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という)を的確かつ迅速に実施することを目的とした計画である。この計画は、「国民保護法」及び「国民の保護に関する基本指針」、「東京都国民保護計画」に基づき策定している。

今回、令和7年(2025年)6月に変更された「東京都国民保護計画」を踏まえ、本市の国民保護計画 を変更する。

#### ■ 計画の主な変更点

- ・東京都国民保護計画に倣い、武力攻撃事態等への対処を理解した後に、平素の備えの準備態勢を記載 する計画構成へ変更することで、より実効性の高い計画となるように変更
- ・武力攻撃事態等に対し迅速かつ円滑に対処するため、実施体制及び各国民保護措置の実施内容を、災害対策の仕組みを活用して整理
- ・武力攻撃事態等が発生した際の対応などに関する市民への普及・啓発や、市民への協力要請について 記載を充実
- ・組織改正に伴う変更や文言整理、統計数値の年次修正に伴う変更など

#### ■ 計画構成の変更

- ・東京都国民保護計画を踏まえ、計画の構成及び各編の内容を変更
- ・想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態を、第1編から独立して第2編に記載

変更前			変更後			
編	項目	主な内容		編	項目	主な変更内容
第1編	総論	計画の目的・根拠、国民保護措置に関する基本方針、八王子市の地理的・社会的特徴、他		第1編	総論	□災害対策の仕組みを最大限に 活用する旨を新規追加 □時点修正
第2編	平素からの 備え	体制等の整備、避難、救援、武力攻撃 災害への対処に関する備え、普及・啓 発、他		第2編【新設】	想定する武力攻 撃事態及び緊急 対処事態	□事態類型の順序を変更 □大規模テロに限らず、現実的な 脅威の留意点を充実
第3編	武力攻撃事態等 への対処	実施体制、警報及び避難の指示、救援 武力攻撃災害への対処、他	1	第3編	武力攻撃事態等への対処	□警報、避難、救援、災害への対処 ごとに整理
第4編	復旧等	応急の復旧、武力攻撃災害の復旧			八の対処	□市民の役割などについて追記
	大規模テロ等	他   初動対応力の強化、平時における警		第4編	復旧等	□重大な被害を受けた場合は計画 的な復興を図る旨を新規追加
第5編	(緊急対処事態) への対処	戒、発生時の対処、大規模テロ等の類型に応じた対処	The	第5編	大規模テロ等(緊急対処事態)	□事態認定前を含む発生時の対処 に特化
	資料編	国民保護に関する条例、法律、要綱、			への対処	□第3編に準じて変更
	74.1 14mg	他		第6編	平素からの 備え	<ul><li>□国民保護に関する普及・啓発の 内容を充実及び新規追加</li><li>□地域防災計画に合わせた市の 初動体制変更の反映</li></ul>
					資料編	□八王子市国民保護協議会の委員 名簿や緊急一時避難施設の指定 状況等を新規追加

# ■ 各編の主な変更内容

### 第1編 総論

変更内容	変更箇所
◆「第2節 計画の構成」を変更	
・「東京都国民保護計画」の変更を踏まえ、計画の実効性を重視し、武力攻撃事態等	第1章 第2節
への対処を最初に記載するなど計画の構成を変更	
◆「災害対策の仕組みを最大限に活用」を新規追加	
・武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため、「八王子市地域防災計画」等に	第1章 第4節
より構築された災害対策の仕組みを最大限に活用	

### 第2編 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態

変更内容	変更箇所
<ul><li>◆大規模テロに限らず、現実的な脅威の留意点を充実</li><li>・大規模テロ等だけではなく、弾道ミサイル攻撃やサイバー攻撃についても留意</li></ul>	第1章
◆事態類型の順序を変更 ・ミサイル攻撃への対処を強化した「東京都国民保護計画」の変更を踏まえ、想定する事態類型の順序を変更	第1章

# 第3編 武力攻撃事態等への対処

変更内容	変更箇所
◆実施体制及び各国民保護措置の実施内容を整理	
・「東京都国民保護計画」を踏まえ、武力攻撃事態等への対処について、実施体制及	第3編全般
び各国民保護措置の実施内容を整理	
◆武力攻撃事態等が発生した際の市民の協力内容について記載を充実	第6章 第2節
・市民への協力要請の項目のみの記載から、武力攻撃事態等への対処ごとに、協力	第7章
の内容を具体的に記載することに変更	第9章 第1節
◆「他区市町村からの避難住民等の受入れ」に関する章の新規追加	<i>fr</i> / <del>*</del> 11 <del>*</del> <del>*</del> <del>*</del>
・東京都国民保護計画に沿って、新たに市域の超えた避難住民の対応について整理	第11章

### 第4編 復旧等

変更内容	変更箇所
◆「復興対策」の新規追加	
・大規模な武力攻撃により重大な被害を受けた場合は、市長を本部長とする市災害	第2章
復興本部(仮称)を設置し、国や都と連携しながら、都市、住宅、くらし、産業等	
の計画的な復興を図る	

# 第5編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処

変更内容	変更箇所
◆事態認定前を含む発生時の対処に特化	
・「東京都国民保護計画」を踏まえ、大規模テロ等が発生した場合の対処について特	
化し、それ以外の平時からの備えについては第6編に移動	第5編全般
・大規模テロ等発生時の対処については、「第3編 武力攻撃事態への対処」に準じ	
て変更	

### 第6編 平素からの備え

変更内容	変更箇所
◆地域防災計画に合わせた市の初動体制の変更	
・武力攻撃事態の状況に応じ、段階的に本部体制を強化するため、市地域防災計画	第1章 第1節
(第5編 危機管理計画)に定めた、危機警戒本部を追加	
◆フェーズフリーの視点に関する記載の新規追加	
・国民保護措置の実施に必要な物資・資材の備蓄や施設の整備にあたり、フェーズ	第3章
フリーの視点を取り入れるよう記載	
◆普及・啓発の方法に関する記載を充実	
・インターネット等の媒体に加えて、市民向けの出前講座等の機会を通じて、国民	第4章
保護措置の重要性や内容、協力趣旨等の継続的な普及・啓発	
◆学生への普及・啓発の新規追加	
・学園都市という市の特性を活かし、大学コンソーシアム八王子との連携などによ	第4章
る、国民保護措置に関する普及・啓発	
◆市民が行うべき平素からの備えを新規追加	
・警報発令時の行動及び避難行動への理解など、市民や事業者に行ってもらう平素	
からの備えを新規追加	第4章
・自然災害用の備蓄は、武力攻撃事態等においても役立つものであり、フェーズフ	
リーの視点を取り入れることで更に実効性のある対策となることを新規追加	

### 資料編

変更内容	変更箇所
・八王子市国民保護協議会条例に加えて、新たに委員名簿を追加	次以后
・「市内の緊急一時避難施設の指定状況」等の資料を新規追加	資料編